

学校推薦型選抜 緊急医師確保特別入学試験

Q & A

Q1

「緊急医師確保特別入学試験」とはどのようなものですか。

A

奈良県内の医療を充実させるため、医師の確保が困難な地域や診療科等で活躍する医師を養成することを目的に実施する選抜試験です。
奈良県内において充実が必要な**特定診療科**や**特定専攻課程**で医師として勤務し臨床経験を積むこと、または**へき地医療機関**で医師として勤務することを希望されることが出願条件になります。

Q2

特定診療科等・特定専攻課程、へき地医療機関とは何ですか。

A

特定診療科等と特定専攻課程とは、医師の確保が困難な診療科及び分野として奈良県知事が定めたものを指します。
また、へき地医療機関とは、下記の市郡にある公的医療機関です（令和6年4月1日現在）。

特定診療科

小児科、産婦人科（産科を含む）、麻酔科、救急科、外科（呼吸器外科、心臓血管外科、乳腺外科、消化器外科、小児外科）、脳神経外科、総合診療科、救命救急センター

特定専攻課程

総合内科分野（内科全般の多様な疾患を対象とする診療分野）
児童精神分野（精神科のうち児童の精神疾患及び発達障害を対象とする診療分野）

へき地医療機関

五條市、宇陀市、山辺郡、宇陀郡、吉野郡のうち知事が指定する医療機関

具体的な医療機関名等の詳細は『ならドクターズネット 緊急医師確保修学資金』を確認してください。

<https://www.pref.nara.jp/isikangosi/naradr/highschool/emergency.html>



Q3

「地域枠入学試験」との違いは何ですか。

A

どちらも学校長の推薦を必要とするだけでなく、将来、奈良県の地域医療に貢献したいという強い意志を持った人を対象とした試験です。

緊急医師確保特別入学試験は、在学中に奨学金が貸与される点及び卒業後に従事義務がある点で地域枠とは異なります。また、出願時の住所地に指定はなく、全国から出願していただけます。

◎緊急医師確保特別入学試験

「高等学校等を卒業見込み又は卒業後2年までの人」を対象としており、全国から出願が可能です。
在学中は奈良県から奨学金が貸与され、卒業後に一定期間、奈良県が指定する施設で医師として勤務することで奨学金の返済が免除されます。

◎地域枠入学試験

「奈良県内の高等学校等を卒業見込み又は卒業後2年までの人」、あるいは「本人、一親等の親族又は本人の配偶者のいずれかが出願開始日の1年前から奈良県内に居住し、高等学校等を卒業見込み、または卒業後2年までの人」を対象としており、奨学金の貸与はありません。

Q4

奨学金について教えてください。

A

学費及び生活費を心配せずに学業に取り組めるよう、奈良県緊急医師確保修学資金が奈良県から貸与されます。

◎入学金：県内生282,000 円、県外生802,000 円

◎在学中：月額200,000 円（6年間）

◎返還免除要件：

「特定診療科等又は特定専攻課程を有する医療機関」、「へき地医療機関」のうち、知事が修学資金の貸与を受けた者ごとに指定する医療機関で一定期間（奨学金の貸与を受けた年数の1.5 倍の期間、通常は6年×1.5 倍＝9年間（臨床研修期間を含む））医師として勤務

Q5

入学試験の内容について、教えてください。

A

入学試験の詳細については、学生募集要項でご確認ください。

<https://www.narmed-u.ac.jp/university/nyushiho/igakuka/nyuusinittei-bosyuuzininnado.html>

Q6

令和6年度（令和5年度実施）入学試験との変更点はありますか。

A

募集人員を13名から15名に変更しました。

また、新学習指導要領に基づいた入試の開始に伴い、大学入学共通テストにおいて受験を要する教科・科目に「情報Ⅰ」を追加しました。配点も一部変更しておりますので、詳細は学生募集要項でご確認ください。

Q7

面接はどのように行われ、どのようなことを聞かれるのですか。

A

面接の内容については試験内容にかかわることですので、お答えすることはできませんが、**将来、奈良県で医師として貢献するという想いや熱意、意欲、適性等を総合的に判断することになります。**

また、緻密さや粘り強さ、思いやりの気持ち、興味や探究心など、医師としての適性も大切なポイントだと言えます。

面接の配点はありませんが、面接の結果、アドミッション・ポリシーに照らして適性を欠くと判断された場合は、大学入学共通テスト、個別学力検査の成績にかかわらず不合格とします。

Q8

奈良県以外に住んでいても出願できますか。

A

奈良県以外に住んでいても、奈良県の地域医療に貢献したいという強い意志を持った人であれば出願することができます。

Q9

浪人生でも出願できますか。

A

高等学校卒業後2年までの人が出願可能です。但し、高等学校長の推薦が必要です。

Q10

出願資格に評定平均値の条件はありますか。また、高校ごとに出願できる人数が決まっていますか。

A

評定平均値の条件はありません。また、高校ごとの出願者数にも制限はありません。

Q11

過去10年間の志願者数・志願倍率を教えてください。

A

入試年度	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
志願者数	200	147	153	111	122	123	75	78	75	112
志願倍率	15.4	11.3	11.8	8.5	9.4	9.5	5.8	6.0	5.8	8.6

Q12

これまでに入学した人の出身都道府県を教えてください。

A

都道府県	北海道	岩手県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	福井県	岐阜県
入学者数	1	2	1	1	1	2	3	3	3	1	2
都道府県	愛知県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	岡山県	香川県	沖縄県	
入学者数	6	3	10	102	19	37	5	1	1	1	

Q13

奈良医大の前期日程・後期日程、あるいは他大学と併願することはできますか。

A

本学を含めて、国公立大学の「前期日程」「中期日程」「後期日程」と併願することができます。但し、他の国公立大学の学校推薦型選抜（大学入学共通テストを課す、課さないにかかわらず）と併願することはできません。
また、本学の学校推薦型選抜（地域枠）と併願することもできません。
この入学試験に合格した場合は、緊急医師確保特別入試合格者として本学で入学手続きを行うこととなりますから、制度上、併願している他の国公立大学を受験しても合格者となることはありません。
私立大学の推薦入学試験等については、本学合格時の入学確約を考えた上で受験してください。

Q14

出願後に自分の将来についての考え方が変わり、受験を止めようと思います。どうすればよいでしょうか。

A

学校推薦型選抜であるため、病気の場合を除いて試験当日の欠席は認めません。受験を止めてやむを得ず欠席する場合は、推薦をもらった高校とよく相談し、学校長からの受験辞退願を提出してください。但し、時期や理由によっては辞退願は受理せず、翌年度以降、当該高校からの推薦を受け付けられない場合がありますので、予め十分検討したうえで出願してください。

Q15

合格後に入学を辞退することはできますか。

A

高等学校長からの推薦者を対象にした学校推薦型選抜であり、出願要件にも「合格した場合、本学に入学することを確約できる者」としてありますので、合格後の入学辞退は原則できません。

Q16

入学後に緊急医師確保修学資金の貸与を辞退して、その他入試で入学した人と同じ扱い（卒業後の進路制約なし）にしてもらうことは可能ですか。

A

出願要件の趣旨に違反する行為であり、認められません。

Q17

入学後のカリキュラムは、一般選抜で入学した人と異なるのですか。

A

原則、一般選抜で入学した人と同じです。

特に、本学では高度先進医療を担う専門医を育成するとともに、奈良県の地域医療を担う人材を養成する責務も負っているため、「地域基盤型医療教育コース」を設けて、地域住民の健康管理及び医療の実態を知るとともに、プライマリケアの在り方、全人的医療の重要性を学び、住民とのふれあいを通じた人間性の涵養を行っています。

緊急医師確保入学試験で入学した学生は、このコースの他に、義務を履行するにあたり、より具体的に必要とされる知識や経験を得るために、選択科目を履修することになっています。教育開発センター、地域医療学講座、県費奨学生配置センターによる定期的な面談や会合などを通して、将来のキャリアパスに関して十分なサポートを行っていきます。

Q18

「緊急医師確保特別入学試験」で入学した場合、学生生活上で制約はありますか。

A

学生生活上の制約はありません。
一般選抜で入学した人と同じように学生生活を送ることになります。

Q19

卒後、勤務に関して制約はありますか。

A

「特定診療科等又は特定専攻課程を有する医療機関」、「へき地医療機関」のうち、知事が修学資金の貸与を受けた者ごとに指定する医療機関で一定期間（奨学金の貸与を受けた年数の1.5倍の期間、通常は6年×1.5倍＝9年間（臨床研修期間を含む））医師として勤務することが義務付けられています。
9年間の従事義務を果たした場合、奨学金の返還は免除されますが、途中で離脱となった場合は、奨学金を一括で返還する必要があります。

Q20

卒業後、一定期間（通常は9年間）の義務を履行したあとの進路に制約はありますか。

A

義務履行後の進路に制約はありませんが、引き続き、奈良県の地域医療に貢献されることを大いに期待しています。

Q21

卒業後の進路はどのように決まるのですか。

A

入学時から卒業後におけるキャリア形成まで「県費奨学生配置センター」がサポートしていきます。在学中及び臨床研修期間を通じて面談を行う中で、本人の意向を十分に考慮して進路（診療科等）を決定していきます。臨床研修後の勤務地については、本人のキャリア形成をできるだけ優先させる予定です。

Q22

卒業後の臨床研修はどこで行うのですか。

A

卒後2年間の臨床研修先は、奈良県内の臨床研修病院のいずれかから、本人が選択し、医師臨床研修マッチングシステムにより決定されます。
具体的な臨床研修病院名等の詳細は『ならドクターズネット 緊急医師確保修学資金』を確認してください。
<https://www.pref.nara.jp/isikangosi/naradr/highschool/emergency.html>



Q23

臨床研修後のキャリア形成はどのように決めていくのですか。

A

Q20にも記載したように、本人のキャリア形成をできるだけ優先し、「県費奨学生配置センター」でサポートしています。
専門医制度の専門研修プログラムに登録される場合は、専門研修プログラムの内容にも考慮した上で、キャリア形成を支援します。

Q24

卒業後の従事義務履行中に大学院進学や海外留学はできますか。

A

大学院進学や海外留学も可能です。その場合、当該期間は従事期間に算入しません。
ただし、社会人大学院生として県内の医療機関等に勤務しながら大学院に進学する場合は、従事義務は中断されず義務年限に算入される可能性があります。

各種お問い合わせ先はこちらです。

◎入学試験に関する問い合わせ

奈良県立医科大学 教育支援課 医学科入学試験担当
☎ 0744-29-8805(直通) ※祝日を除く(月)から(金)の午前9時～午後5時

◎卒業後の進路・キャリアパスに関する問い合わせ

奈良県立医科大学 県費奨学生配置センター
☎ 0744-23-9111(直通) ※祝日を除く(月)から(金)の午前9時～午後5時

◎奨学金に関する問い合わせ

奈良県医療政策局 医師・看護師確保対策室 医師対策係
☎ 0742-27-8644(直通) ※祝日を除く(月)から(金)の午前8時30分～午後5時15分

志願者の自主性を尊重する意味から、やむを得ない事情がある場合を除いて、志願者本人が問い合わせをするようにしてください。



◆奈良県立医科大学HP◆



≪≪ 入試情報はこちら

◆ならドクターズネットHP◆



≪≪ 奨学金・キャリアパスはこちら